

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報（１月６日現在）

【ポイント】

- 保健省によると、１月５日時点で累計感染者数が５，９１５，６９５人（前日比＋９５，１５９人）となり、１日あたり新規感染者数が過去最多となりました。
- 日本への全ての入国者（日本人を含む。）は、出国前７２時間以内の検査証明書を提出しなければなりません。また、入国時の検査が実施されます。
- 出国前検査証明書を提出できない方は、日本への上陸が認められません。また、出発国において、搭乗前に検査証明書を所持していない場合には、航空機への搭乗を拒否されます。
- 出国前７２時間以内の検査証明書は、CentraLabにて日本政府所定の内容が記載された検査証明（英語）の発行が可能です。
- 新型コロナウイルス感染防止の観点から、来訪者が窓口で密集することを避けるため、事前に来館時間を当館と調整していただきますようお願いします。

【本文】

１ １日あたり新規感染者数の過去最多更新

（１）保健省によると、１月５日時点で累計感染者数は５，９１５，６９５人（前日比＋９５，１５９人）、累計死者数は１１７，３４６人（前日比＋５２人）、累計回復者数は５，３９０，５２４人。１日（２４時間）あたりの新規感染者数が、昨日以降過去最多となりました。

なお、保健省が集計する感染者数等情報は、下記ホームページにて公表されています。

<https://www.argentina.gob.ar/salud/coronavirus-COVID-19/sala-situacion>

（２）ワクチン接種をしても感染することがあり、また、オミクロン株については、これまでのワクチン接種の効果への影響などが指摘されています。マスクの着用や手洗い、３密（密接・密集・密閉）回避、換気など基本的な感染対策を引き続き行われますようご注意ください。

２ 水際対策強化に係る新たな措置（厚生労働省発表）

（１）引き続き、日本への全ての入国者（日本人を含む。）は、出国前７２時間以内の検査証明書を提出しなければなりません。また、入国時の検査が実施されます。

（２）上記、検査証明書を提出できない方は、検疫法に基づき、日本への上陸が認められません。また、出発国において、搭乗前に検査証明書を所持していない

場合には、航空機への搭乗を拒否されます。詳細は下記の厚生労働省サイトをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

3 日本政府所定の出国前検査証明書に対応可能な当地医療機関

出国前72時間以内の出国前検査証明書については、可能な限り、日本政府が求める所定の検査証明書フォーマットのご利用をお願いします。

同フォーマットの利用が出来ない場合は、日本政府が求める必要事項（下記詳細）が記載されていれば、いずれの医療機関で発行された証明書でも有効とされていますが、航空機搭乗時及び日本入国時に検査証明の内容を確認するための時間がかかることがあり得るほか、搭乗拒否や検疫法に基づき入国が認められない恐れがあることを予めご理解願います。

なお、CentraLabにて、日本政府所定の検査証明書と同様の内容が記載された検査証明書（英語併記）の発行が可能であることを確認しております。受領後、必要情報が正しく記載されているかご確認をお願いします。

・厚労省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

4 当館領事班窓口にご来館の皆様へ（事前連絡についてのお願い）

アルゼンチン国内での新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、当館への来訪に際し、感染防止の観点から来訪者が窓口で密集することを避け、迅速に手続きをさせていただくため、事前に来館時間を当館と調整していただきますよう、ご協力お願いいたします。

なお、来館の事前連絡は当館領事班代表メール(conbsas@bn.mofa.go.jp)、又は、当館領事班代表電話(011-4318-8220)にて対応いたします。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>（了）